

## 豊田市森林保全ガイドラインの補足説明

### 1 ガイドラインの位置づけ

- ・新・豊田市100年の森づくり構想での位置づけ「新・森づくり構想17p」
- ・豊田市森林整備計画での位置づけ

「豊田市森林整備計画 3 p」

- I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項  
 3 森林整備の基本方針  
 (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策については、平成29年度に策定した「新・豊田市100年の森づくり構想」において定めて示している。また、皆伐や路網作設にかかるルールについては、平成30年度に策定した「豊田市森林保全ガイドライン」の内容に沿った取組を行う。

「豊田市森林整備計画6p」

- II 森林整備の方法に関する事項  
 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）  
 1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法  
 (1) 伐採について

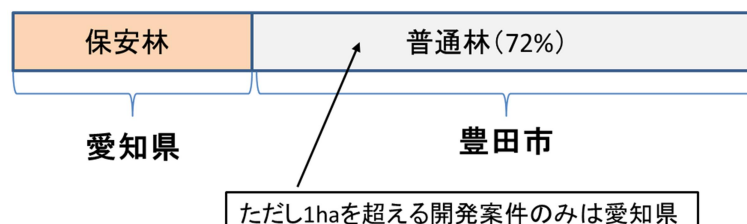
主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて5haごとに保残帯を設け適確な更新を図る。なお、花崗岩地帯で過去に災害履歴がある箇所など、予定地の地質や状態によっては伐採規模を1haとして、1haごとに保残帯を設け、更新を図ることとする。詳細は豊田市森林保全ガイドラインの内容に従うこととする。

### 2 ガイドラインの対象森林

- ・森林法の伐採届出制度における運用が柱「ガイドライン44p」
- ・伐採届出制度の対象は、民有林のうち普通林（1haを超える開発案件を除く）
- ・対象外となる民有林のうち保安林と普通林（1haを超える開発案件）は、許認可権限が愛知県にある。

●伐採や開発の許認可権限の所在



### 3 ガイドラインの対象行為「ガイドライン12-14p」

- ①森林施業にかかる皆伐
- ②森林施業にかかる路網作設
- ③開発行為における皆伐や土地の形質変更の一部

(ガイドラインは現況地形に沿ったルール設定であるため、一つの山を掘削して平地にするなどの現況地形を大幅に改変するような開発行為については対象にしない。)

#### 【ガイドラインの効力】

伐採届出制度 (= 森林法) の範疇は「森林の施業及び保護」のみ (法 10 条の 7)

- ・対象行為①と②に対しては、森林法を根拠に指導が可能 (注)。
- ・対象行為③については、森林法の範疇ではないため、協力依頼というレベル

(注) 森林法の法 10 条の 7 の規定が、宣言的な遵守義務という規制的に弱い性格と、伐採届の変更命令の根拠規定という強い性格の両面あるため、この曖昧さを踏まえた指導が必要になる。

### 4 ガイドラインの策定と運用にかかる経過

#### 【2018年度】

- ・ 5月：先進事例地視察として、「災害に強い森林づくり指針」(長野県、2008年)に関するヒアリングと、平成18年7月豪雨災害被災地(岡谷市)の視察
- ・ 10～11月：第1回森林保全ガイドライン策定検討会(現地視察及び室内検討)
- ・ 12月：第2回森林保全ガイドライン策定検討会(現場視察及び室内検討)
- ・ 3月：ガイドライン案を取りまとめ

#### 【2019年度】

- ・ ～7月：豊田市森林整備計画の変更手続きの準備等
- ・ 8～9月：豊田市森林整備計画の変更のための公告縦覧
- ・ 9～10月：中部森林管理局・愛知県への意見照会
- ・ 10月：豊田市森林整備計画の策定
- ・ 11月～：森林保全ガイドラインの運用開始  
豊田市HPに掲載、林業団体・関係行政機関に周知